



石綿（アスベスト）法改正

制作：2023年3月

解体・改修（リフォーム）でまず何をするの？

①★調査、記録を保管



講師 子安 伸幸

（株式会社ユニバース／一般社団法人企業環境リスク解決機構 [CERSI] ）

「石綿法令対応」はまとめるとこれ

改修（リフォーム）や解体工事など、石綿の事前調査が必要な工事について（レベル3）

見積段階	やらなければならないこと	誰が？	大防法	石綿則
着工前	① ★調査、記録を保管 ※（2023.10～）調査担当者は調査者資格を	元請業者 / 下請業者等	●	●
	② ★調査結果を発注者に説明し、記録を保管	元請業者	●	—
	③ ★（2022.4～）100万以上改修は電子報告	元請業者	●	●
工事中	④ 作業計画（作業方法・順序等）を作成	元請業者 / 下請業者等	●	●
	⑤ （下請業者がいる場合）作業計画を説明	元請業者	●	●
	⑥ ★調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け	元請業者 / 下請業者等	●	●
	⑦ 飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示	元請業者 / 下請業者等	—	●
	⑧ 作業者は呼吸用保護具を着用して除去 ※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を ※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を	下請業者等	—	●
完了後	⑨ 湿潤化して可能な限り原形のまま除去	下請業者等	●	●
	⑩ 石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理 ※事前に処理体制・ルート構築	元請業者	廃棄物処理法	
	⑪ 写真を含めた作業記録作成、保管	下請業者等	—	●
	⑫ 特定粉じん排出等作業記録作成、保管	元請業者	●	—
	⑬ 完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管	元請業者	●	—

赤字は今回の改正で追加

★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

今回石綿関連で、2020年に改正された2つの法令

大気汚染防止法 【環境省】

解体工事、リフォーム工事を行う事業者のみならず

大気汚染防止法が改正され、石綿（アスベスト）
飛散防止対策が強化されました。

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3（2021）年4月から施行されました。

規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象が拡大^{※1}されました。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準が設けられました。

罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されるようになりました。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されるようになりました。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象が拡大されました。

事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法が法定化されました。（書面調査、目視調査及び分析調査）
- ✓ 「必要な知識を有する者^{※2}」による事前調査の実施を義務付けます。（施行：令和5年10月～）
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等^{※3}が事前調査結果を都道府県等^{※4}へ報告することを義務付けます。（施行：令和4年4月～）
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存^{※5}することが義務付けられました。

作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者^{※6}」による取り残しの有無等の確認が義務付けられました。
- ✓ 作業記録の作成・保存^{※7}が義務付けられました。
- ✓ 作業結果の発注者への報告が義務付けられました。

※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。
※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
※3 元請業者または自主施工者
※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。
※5 解体等工事終了後3年間保存
※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者
※7 解体等工事終了後3年間保存

石綿障害予防規則（労働安全衛生法） 【厚生労働省】

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの
改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年（2006年）9月から輸入、製造、使用などが禁止（罰則あり）されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマホも可）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～）

吹付け石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります（令和3年4月～）

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和2年10月～）

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）

http://www.env.go.jp/air/air/post_48/20210909flyer.pdf

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/leaflet-worker.pdf>

アスベスト
石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の
受注者の皆さまへ

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。



石綿とは



事業者



作業従事者



一般の方



報告システム



改正ポイント



講習会情報



リンク・資料

石綿総合情報ポータルサイト



建材等に広く使用されてきた石綿（アスベスト）は、肺がんや中皮腫などの原因となります。

建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。

石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。



事業者

が知っておくべきこと

- ▶ 解体・改修工事の発注者
- ▶ 工事の元請業者
- ▶ 改修・リフォーム業者
- ▶ 解体業者



作業従事者

が知っておくべきこと

- ▶ 改修工事、リフォーム工事、解体工事等の作業従事者



一般の方

が知っておくべきこと

- ▶ リフォーム、解体工事等、工事現場の近隣に居住
- ▶ お住まいのリフォーム、解体工事を検討
- ▶ お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ

解体・リフォーム・改修事業者のためのアスベスト情報サイト

アスベスト情報ナビ by CERSI 一般社団法人企業環境リスク解決機構

コラムを検索する



トップページ

コラム

イベント

動画

石綿に関するご相談



【声】解体・改修工事の事前調査「よ
き危険勘違い3選」

クについて 2023.02.01



石綿法令対応に必須！取っておくべき石綿関
連の資格2つ

石綿・産廃物管理について 2023.02.01



行政指導のターゲットは？アスベスト
違反事例と指導・摘発の実態

制度・法律について 2023.02.01

新着コラム / COLUMN



行政指導のターゲットは？アスベストの最新違反事例と
指導・摘発の実態

コラムを検索



#石綿管理 #石綿 #産廃物管理
#産廃物 #法令 #コンプライアンス
#建築 #廃材 #効率化 #現場管理

「石綿法令対応」はまとめるとこれ

改修（リフォーム）や解体工事など、石綿の事前調査が必要な工事について（レベル3）

見積段階	やらなければならないこと	誰が？	大防法	石綿則
着工前	① ★調査、記録を保管 ※（2023.10～）調査担当者は調査者資格を	元請業者 / 下請業者等	●	●
	② ★調査結果を発注者に説明し、記録を保管	元請業者	●	—
工事中	③ ★（2022.4～）100万以上改修は電子報告	元請業者	●	●
	④ 作業計画（作業方法・順序等）を作成	元請業者 / 下請業者等	●	●
	⑤ （下請業者がいる場合）作業計画を説明	元請業者	●	●
	⑥ ★調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け	元請業者 / 下請業者等	●	●
	⑦ 飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示	元請業者 / 下請業者等	—	●
	⑧ 作業者は呼吸用保護具を着用して除去 ※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を ※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を	下請業者等	—	●
完了後	⑨ 湿潤化して可能な限り原形のまま除去	下請業者等	●	●
	⑩ 石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理 ※事前に処理体制・ルート構築	元請業者	廃棄物処理法	
	⑪ 写真を含めた作業記録作成、保管	下請業者等	—	●
	⑫ 特定粉じん排出等作業記録作成、保管	元請業者	●	—
	⑬ 完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管	元請業者	●	—

赤字は今回の改正で追加

★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

■ 事前調査結果の記録は3年保存・写しの現場備え付け

<事前調査結果の記録項目> (大防法・石綿則)

(平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等の解体等工事に該当することが明らかである場合は◎に限る。)

- ・ 事業者の名称、住所及び電話番号
- ・ 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (◎)
- ・ 解体等工事の場所 (◎)
- ・ 解体等工事の名称及び概要 (◎)
- ・ 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日 (◎)
- ・ 建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分
- ・ 解体等工事に係る建築物等の概要 (鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等の建築物等の構造、階数、延べ面積等)
- ・ 事前調査を終了した年月日 (◎)
- ・ 事前調査を行った部分
- ・ 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の書面調査及び目視調査を行ったときは、調査を行った者の氏名及び当該者が一定の知見を有する者に該当することを証明する書類の写し (2023.10.1～)
- ・ 分析調査を行ったときは、当該調査を行った箇所、当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
- ・ 分析調査を行った場合にあつては、厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し
- ・ 事前調査の方法 (◎) (分析調査を行った場合にあつては、分析調査の方法を含む。)
- ・ 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か
(特定建築材料に該当するとみなした場合は、その旨) 及びその根拠
- ・ 目視により確認することが困難な材料の有無及び場所

(1) 大気汚染防止法の様式

改正法施行に併せ、特定粉じん排出等作業届出の様式が変更になりました。

届出等に当たっては、[事業者のための大気汚染防止法のてびき](#)をご参照ください。なお、届出様式は以下のとおりです。

様式の種類	届出者	ワード	PDF
事前調査結果報告書	元請業者 または自主施工者	Word 様式第3の4 (ワード：43.1KB)	PDF 様式第3の4 (PDF：202.8KB)
特定粉じん排出等作業実施届出書	発注者 または自主施工者	Word 様式第3の5 (ワード：46KB)	PDF 様式第3の5 (PDF：164.2KB)

(2) 参考様式等

事前調査結果の記録等については、法定様式はありませんが、以下の参考様式を参考に作成して下さい。

記録等の種類	元請業者用	自主施工者用
(1)事前調査結果に関する記録	Excel 参考様式1-1 (エクセル：21.9KB) / PDF 参考様式1-1 (PDF：152KB)	Excel 参考様式1-2 (エクセル：15KB) / PDF 参考様式1-2 (PDF：100.5KB)
(2)事前調査結果の発注者への書面説明	Excel 参考様式2 (エクセル：22.1KB) / PDF 参考様式2 (PDF：160.5KB)	(不要)
(3)事前調査結果の掲示	Excel 参考様式3 (エクセル：26.9KB) / PDF 参考様式3/ (PDF：110.4KB) / PDF 記載例3 (PDF：278.7KB)	Excel 参考様式3 (エクセル：26.9KB) / PDF 参考様式3/ (PDF：110.4KB) / PDF 記載例3 (PDF：278.7KB)

特定建築材料（レベル1・2・3）があった場合、以下の書類の作成も必要です。

記録等の種類	元請業者用	自主施工者用
--------	-------	--------



<事前調査に関する記録(元請業者用)>

※Excel形式でも公開されています

記載事項		記載欄
解体等工事の発注者の氏名又は名称	氏名又は名称	
	住所	
	代表者氏名(法人の場合)	
解体等工事の場所		
解体等工事の名称		
解体等工事の概要		
事前調査を終了した年月日		
事前調査の方法		
建築物等の設置の工事に着手した年月日		
建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) (木造・RC造・S造・その他) 延べ面積 m ² (階建) その他工作物	
改造又は補修するときは、対象となる建築物等の部分		
分析による調査を行った箇所 ※分析調査を行った場合のみ記載		
分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称 ※分析調査を行った場合のみ記載	氏名	
	所属機関	
書面による調査及び目視による調査を行った者 ※令和5年10月1日から「講習実施機関の名称」も記載。	調査者氏名	
	資格の種類	
	講習実施機関	

各建築材料が特定建築材料に該当するか否か及びその根拠

<建築材料の種類>	<石綿の有無>			<石綿無しと判断した根拠>					
	石綿有り	みなし	石綿無し	1. 目視 2. 設計図書等(4を除く.) 3. 分析 4. 建築材料製造者による証明 5. 建築材料の製造年月日					
				1	2	3	4	5	
①吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫パルプセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑯ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「石綿法令対応」はまとめるとこれ

改修（リフォーム）や解体工事など、石綿の事前調査が必要な工事について

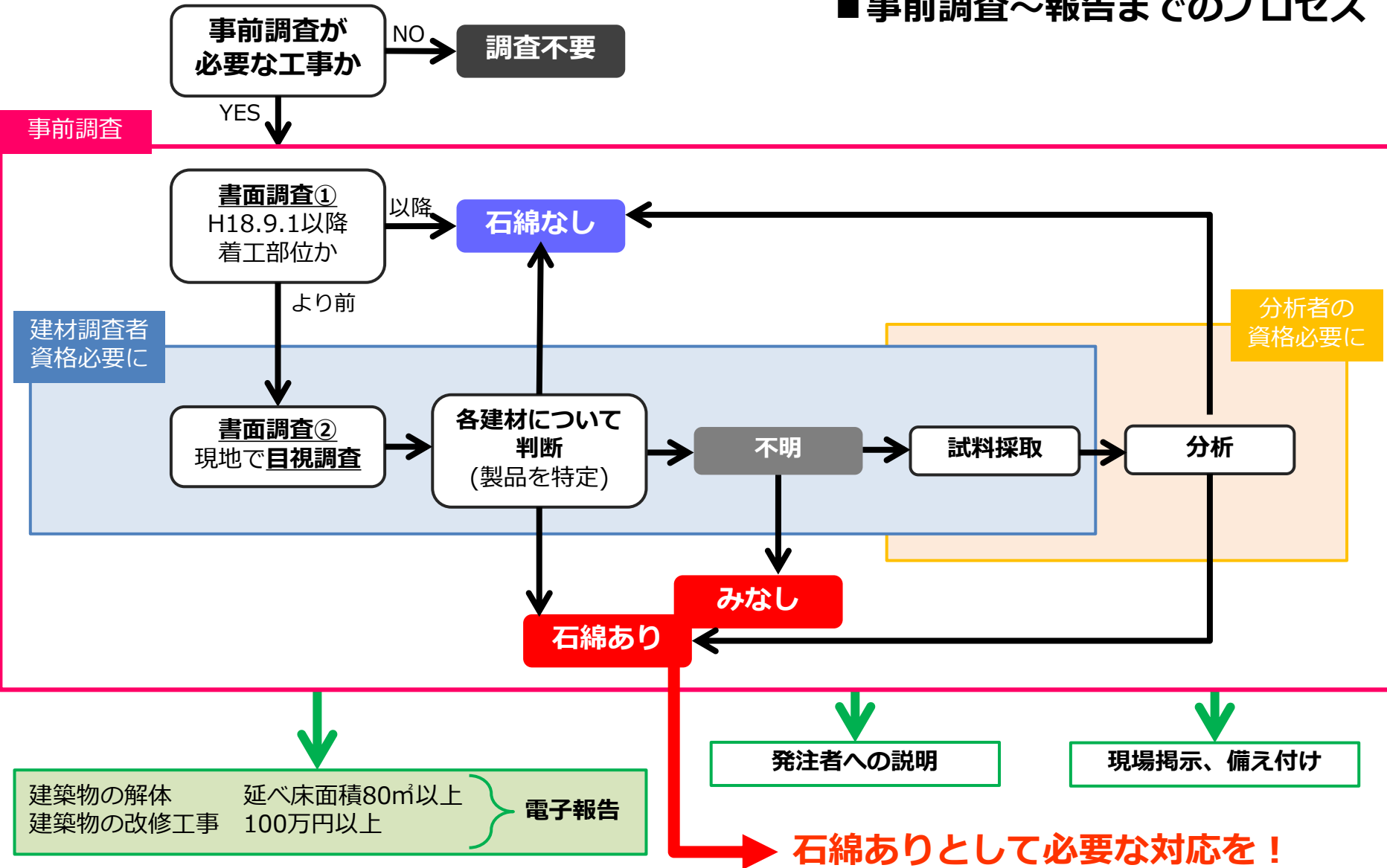
見積段階	やらなければならないこと	誰が？	大防法	石綿則
着工前	① ★調査、記録を保管 ※（2023.10～）調査担当者は調査者資格を	元請業者 / 下請業者等	●	●
	② ★調査結果を発注者に説明し、記録を保管	大防法・安衛法の届出 （レベル1・2）	●	—
	③ ★（2022.4～）100万以上改修は電子報告		●	●
工事中	④ 作業計画（作業方法・順序等）を作成	元請業者 / 下請業者等	●	●
	⑤ （下請業者がいる場合）作業計画を説明	元請業者	●	●
	⑥ ★調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け	元請業者 / 下請業者等	●	●
	⑦ 飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示	元請業者 / 下請業者等	—	●
	⑧ 作業者は呼吸用保護具を着用して除去 ※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を ※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を	負圧隔離等の措置 （レベル1・レベル2）	—	●
完了後	⑨ 湿潤化して可能な限り原形のまま除去	下請業者等	●	●
	⑩ 石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理 ※事前に処理体制・ルート構築	元請業者	廃棄物処理法	
	⑪ 写真を含めた作業記録作成、保管	下請業者等	—	●
	⑫ 特定粉じん排出等作業記録作成、保管	元請業者	●	—
	⑬ 完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管	元請業者	●	—

赤字は今回の改正で追加

★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

Q.受注金額100万円未満の小規模工事は、~~何もしなくていい~~んでしょ？

■ 事前調査～報告までのプロセス





石綿（アスベスト）法改正

制作：2023年3月

解体・改修（リフォーム）でまず何をするの？

①★調査、記録を保管



講師 子安 伸幸

（株式会社ユニバース／一般社団法人企業環境リスク解決機構 [CERSI] ）